

# 一般社団法人岡山県臨床工学技士会



定 款

平成26年 4月 1日制定

平成31年 2月28日改正

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人岡山県臨床工学技士会（英文名：Okayama Association of Clinical Engineering Technologists）と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに、学術技能の研鑽及び資質の向上に努め、県民の福祉・医療の普及発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関すること
- (2) 臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質の向上に関すること
- (3) 臨床工学領域における調査研究及び情報の提供に関すること
- (4) 関連団体との交流・連携に関すること
- (5) 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関すること
- (6) 臨床工学領域における県民や一般市民への普及啓発活動に関すること
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 当法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条による臨床工学技士の免許を有し、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 臨床工学技士の免許を有せず、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人の事業に功労があった個人又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき総会において承認された者
- (5) 特別会員 当法人の目的に賛同し、会長の推薦に基づき理事会において承認された専門知識を有する個人

### (入会)

第7条 当法人に入会しようとする正会員、準会員及び賛助会員は、理事会が別に定める入会申込書に

より申込み、理事会の承認を得なければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員、準会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員及び特別会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

#### (退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総正会員の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議を行う社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な理由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

#### (会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 当法人が解散したとき
- (2) 会員が退会したとき
- (3) 会員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) 正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき
- (6) 会員が除名処分を受けたとき
- (7) 総正会員が同意したとき

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

#### (会費、その他拠出金品の不返還)

第13条 当法人は会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

#### (種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

#### (構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき、1個とする。

#### (権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 定款の変更
- (5) 事業報告及び計算書類の承認
- (6) 活動方針案報告の承認
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

#### (開催)

第17条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である審議事項を記載した書面をもって招集の請求が理事にあったとき

#### (招集)

第18条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、全ての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 会長は、第17条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第19条 社員総会の議長は、その社員総会に出席している正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第20条 社員総会は正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決する。

#### (書面表決等)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、第20条、第21条の規定の適用については、その正会員は出席した

ものとみなす。

#### (議事録)

第23条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 社員総会に出席した正会員の数（書面による議決権行使者及び代理人による議決権行使者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項及び決議事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (7) その他法令に定める事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名、押印しなければならない。

### 第4章 役員

#### (役員の種類)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内（会長及び副会長を含む）
  - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長及び副会長（2名以内のうち1名）をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の副会長及び理事1名をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。ただし、代表理事以外の副会長がいないときは理事2名をもって同号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第25条 当法人の役員は、次の定めによって選任する。

- (1) 理事は、社員総会において正会員の中から選任する
  - (2) 監事は、社員総会において会員の中から選任する
  - (3) 会長は、理事会において理事の中から選定する
  - (4) 副会長は、理事会において理事の中から選定する
  - (5) 会長以外の代表理事は、理事会において副会長の中から選定する
  - (6) 業務執行理事は、理事会において代表理事以外の副会長及び理事の中から選定する（ただし、代表理事以外の副会長がいないときは理事の中から選定する）
- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

#### (理事の職務及び権限)

第26条 理事は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に病気・事故等の事由があり、職務の遂行が不可能なとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務（代表理事でない副会長にあっては当法人を代表するものを除く）を代行する
  - (3) 理事は、理事会を構成し、社員総会において承認された活動方針に従い、事業を審議、決定する
  - (4) 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する
- 2 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自らの職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### （監事の職務及び権限）

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること
- (2) 当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告が必要なときは、会長に理事会の招集を請求すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること
- (7) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

### （役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

### （役員解任）

第29条 社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上の決議により、役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

### （報酬等）

第30条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により、別に定める。

#### (顧問)

第31条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は当法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 5 本条に定めるもののほか、顧問に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

### 第5章 理事会

#### (構成)

第32条 当法人は、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第33条 理事会は、この定款に規定するもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所、並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の監督
  - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の譲り受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選任及び解任
    - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
    - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

#### (種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
  - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集をしたとき
  - (4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき
  - (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を

理事会の日とする招集通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集をしたとき

#### (招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合はその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

#### (議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

#### (定足数)

第37条 理事会は理事の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

#### (決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議事に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

#### (決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りではない。

#### (報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

#### (議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 審議事項及び決議事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) その他法令に定める事項

## 第6章 部会及び専門委員会

### (部会及び専門委員会)



- 第42条 会長は、事業推進のため必要と認めるときは、部会及び専門委員会を設置することができる。
- 2 部会及び専門委員会の廃止その他必要事項は理事会の決議により、会長が別に定める。
  - 3 部会及び専門委員会の運営については理事会の決議により、会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第43条 当法人の資産は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第44条 資産は、会長が管理するものとし、その方法は、会長が理事会の決議を経て定める。

### (経費の支弁)

第45条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会で報告しなければならない。

- 2 年度開始時に予算が成立しない場合、新たな予算が成立する日まで前年度の予算を執行するものとする。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づいた収支とみなす。
- 4 会長は第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし軽微な変更に関してはこの限りではない。
- 5 第1項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置く。

### (事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 承認を受けた前項の書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総

会の承認を受けなければならない。

#### (長期借入金及び重要な財産の処分)

- 第49条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 2 当法人が重要な財産の処分を行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

### 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

- 第50条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

#### (解散)

- 第51条 当法人は、法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の3分の2以上の議決権に当たる多数の決議をもって解散することができる。

#### (残余財産の帰属)

- 第52条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第9章 事務局

#### (事務局)

- 第53条 当法人の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を若干名置くことができる。
- 3 事務局長及びその他の職員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

#### (備置き書類及び帳簿)

- 第54条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。
- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
  - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
  - (8) その他必要な帳簿及び書類

### 第10章 雑則

#### (委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第56条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 当法人の最初の代表理事は田中昭彦及び高山享、業務執行理事は小野淳一及び藤原千尋とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、平成31年2月28日に改正、施行する。

これは、当法人の定款に相違ありません。

一般社団法人岡山県臨床工学校会

代表理事

小野淳一





一般社団法人岡山県臨床工学技士会 新旧対応表

改正後	改正前
<p><b>第4章 役員</b> (役員の種類別)</p> <p>第24条 当法人に、次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 理事 10名以上20名以内 (会長及び副会長を含む)</li><li>(2) 監事 2名以上3名以内</li></ul> <p style="text-align: right;">2019年2月28日 平成30年度第一回臨時社員総会承認</p>	<p><b>第4章 役員</b> (役員の種類別)</p> <p>第24条 当法人に、次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 理事 5名以上10名以内 (会長及び副会長を含む)</li><li>(2) 監事 2名</li></ul>